

4月 定例教育委員会会議録

- | | | | |
|---|------|---|--------------------|
| 1 | 日 時 | 令和2年4月17日(金) | 午後5時20分から午後6時58分まで |
| 2 | 会 場 | 磐田市役所 西庁舎3階 | 304・305 会議室 |
| 3 | 出席者 | 村松啓至教育長
杉本憲司委員、青島美子委員、秋元富敏委員、鈴木好美委員 | |
| 4 | 出席職員 | 市川暁教育部長、神谷愛三郎教育総務課長、川倉彰裕学府一体校推進室長、
木野吉文学校給食課長、吉村康宏学校教育課長、鈴木都実世中央図書館長、
伊東直久文化財課長、内野恭宏放課後児童支援室長 | 傍 聴 人 0人 |

(進行委員：秋元富敏委員)

1 開会

2 教育長あいさつ・教育長報告

○本日は、定例教育委員会へお集まりいただきありがとうございます。万葉集の「初春の令月にして、気淑く風和らぎ、梅は鏡前の粉を披き、蘭は珮後の香を薫らす」と、令和の時代を迎える喜びを胸に昨年度はスタートしましたが、一年経ち、このような戦う令和の時代になるとは思ってもみませんでした。今は何よりも子どもたちの命、職員の命を大切にしていけることが大切だと考えています。昨年度は教育活動、地域活動、文化活動などを順調に進めていただき、これも皆さんのご尽力のおかげです。それから、自治会長をはじめ、地域の皆様には、学校教育や、社会教育の場においていろいろな形で協力をしていただき、誠にありがたいことだと思っています。その地域の力こそが全国に誇れる磐田の力であると改めて思うところです。

新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大する中で、磐田市は卒業式、入学式を行うことができました。短い時間の中でしたが子どもたち、それから私たちにとっても大変心に残る一場面になったと思います。

小中学校の臨時休業中の子どもたちの様子を見てきました。3月は162人を学校で預かりましたが、現在は小学生を中心に約1,300人の子どもたちを午前8時30分から午後3時まで預かりを行っています。その後は児童クラブで預かりが行われています。新型コロナウイルス感染防止策として、消毒を行うことや、座席の配置を工夫することなどをして、一生懸命運営をしているところです。ほとんどの子どもたちは自宅で過ごしていますが、規則正しい生活をするのが一番大切であると思います。健康で、活力ある自分自身としていくためには、この時間をどう過ごしていくかがポイントになります。学校の生活と同様にリズムを作ることが大切だと考えています。家庭では一日の始めに、子どもに目当てを持たせることが大切だと考えます。例えば、「今日は、これをしよう」など、保護者が子どもに伝え、見とおしを持たせることが重要だと考えています。子どもに手伝いをさせることで役割を果たすことの大切さを伝えることが大事だと思います。

学習の進捗についてですが、子どもたちの休業期間が約2ヶ月ある中で、夏休みを短縮するなどして、遅れを取り戻すような学習内容を指示したとしても、学校現場は難しい状況になると考えています。この問題は国全体で学習内容を見直すなど、ある程度の方向性や指針を示した上で取り組んでいくことが必要だと考えています。今後も国の動きを注視し出来ることをしっかりと実施していきたいと考えています。

子どもたちの取り組みの一つに、「自主学習ノート」の作成があります。内容はさまざまで、1ページに絵を描いたり、春の俳句をまとめたり、雲の様子を観察して気象条件をまとめたりしたものもありました。学校から配られたプリントをやるのも勉強ですが、自分のこだわりを一冊のノートにまとめることで、自分自身が真剣に取り組んだという自信につながり、一生の財産になると思います。

「eライブラリー」というオンラインで行う学習があります。これは小中学生全員にIDが配布され、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォンから学校と同じ様なドリル教材が学習できるサービスです。小学1年から中学3年までの練習問題や解説がこのシステムに入っています。また、児童生徒がどれだけ問題を解いたのかを把握することもできます。このような仕組みを活用して、学習の支援をすることも必要ではないかと考えているところです。

新型コロナウイルス感染症対策については、後ほど、これからの方向性を検討していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

3 前回議事録の承認

3月19日定例教育委員会、4月8日臨時教育委員会

- ・修正の意見なし
- ・原案のとおり承認

4 教育部長報告

○2月から3月に行われた議会の令和2年度当初予算についてですが、給食費の一部無償化は採択されませんでした。その他は全て承認されています。また、本年度は合併15周年ということで多くの事業が組み込まれているところです。

新型コロナウイルス感染症対策の動きですが、本市では2月21日に第1回の危機対策本部会議を開催し、本日までに13回の会議を開催しています。

昨日、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、学校の運営等について後ほど協議いただきたいと思っています。子どもたちの安心安全を第一に考え、対策を講じていきたいと考えていますのでよろしくをお願いします。

<質疑・意見>

なし

5 議事

・議案第17号 学校体育施設利用運営協議会委員の委嘱等について

○磐田市立学校の施設開放に関する条例第14条の規定により、学校体育施設の安全かつ効率的な利用を図ることを目的に設置されており、委員は、同条例施行規則第11条に基づき、教育委員会が委嘱すると規定されていることから、審議をお願いするもので、任期は1年です。

・議案第18号 学校体育施設利用管理指導員の任命について

○指導員は同規則第12条に基づき教育委員会が委嘱すると規定されていることから審議をお願いするものです。指導員は小中学校の校長から1名ずつ推薦された32名で任期は1年です。

・議案第 19 号 磐田市立幼稚園等防火管理者の辞令発令について

○磐田市立幼稚園管理規則第 16 条で各幼稚園に防火管理者を置くこと、防火管理者は主任幼稚園教諭をあて教育委員会が命ずると規定されていることから、16 名の承認をお願いするものです。なお、豊田東幼稚園ですが、主任教諭が防火管理者の資格を取得していないため、資格を取得するまでの期間は園長がその職務を代理します。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号は原案どおり承認された。

・議案第 20 号 教務主任等の辞令発令について

○磐田市立小中学校管理規則第 23 条から第 31 条により、教務主任等の辞令発令について承認をお願いするものです。

教務主任、研修主任、生徒指導主任、生徒指導主事、保健主事は各校長から報告があったものです。教務主任がいない学校は主幹教諭が配置されている 7 校です。同規則により、主幹教諭が配置された学校には、教務主任を配置しないことができると規定されていることによるものです。

司書教諭は 12 学級以上の学校に必要となりますが、12 学級未満においても、司書教諭の免許を有している教諭がいる場合は辞令発令をもって行うことができることになっています。

向笠小学校や岩田小学校などの単学級は学年主任の辞令発令はありません。

教科主任ですが、中学校は配当された職員数の関係で教科によっては該当免許を保持している職員がいない場合があります、本年度は向陽中学校が該当となります。令和 2 年度初任者研修指導教員についてですが、教育公務員特例法により指導教員の下、初任者研修が義務付けられています。そのため指導教員を明示し辞令を発令するものです。

・議案第 21 号 学校運営協議会委員の任命について

○本年度も市内全小中学校 32 校に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとして指定しました。磐田市学校運営協議会規則第 4 条の規定により、保護者や地域住民、学識者、教育委員会が適当と認める者のうち教育委員会が任命することとなっていて委員は 352 名です。

・議案第 22 号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

○いじめ問題対策連絡協議会は、磐田市いじめ防止等対策推進条例第 9 条に基づいて、いじめ防止等に関する機関、及び団体の連携を図るために位置付けられている委員会です。保護者の代表は磐田市 PTA 連絡協議会からの推薦があり次第、委嘱及び任命をしていきます。

・議案第 23 号 いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

○いじめ問題対策連絡協議会と同様、磐田市いじめ防止等対策推進条例第 10 条に基づいて、教育委員会と協議会との円滑な連携の下にいじめ防止等のために対策をより実効的に推進するために置くものです。

<質疑・意見>

なし

<議案の承認>

一同同意

審議の結果、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号、議案第 23 号は原案どおり承認された。

6 報告事項

(3) 教育総務課

- ・令和 2 年度学校施設整備概要について
- ・学校施設の更新計画の策定と公表について
- ・放課後児童クラブの運営について

○学校施設の更新計画の策定については、前回の定例教育委員会でいただいたご指摘を踏まえて、調整しました。計画内容を見直すにあたり、計画書全体で使用する言葉を分かりやすい単語に改めました。また、「建て替え」「長寿命化改修」「大規模修繕」が分かりにくいというご指摘がありましたので、違いを明確にするため用語の説明を付け加えました。

主な修正箇所については始めに、新築後 20 年程度ということで概ね 40 年から 60 年程度経過した学校施設は建て替え、長寿命化改修、大規模修繕の判断をして当該地域の学府一体校整備の状況に応じて建て替え、長寿命化改修、大規模修繕を判断します。

次に、施設整備更新の今後の方針の主なものとして「未来型学府一体校を目指す」ことが大前提であることからこれを明記しました。建て替えは新築となります。長寿命化改修は、大規模なグレードアップを伴う改修となります。大規模修繕は壊れた設備などを現状復旧するための修理のようなものとなります。長寿命化改修の例は、鉄骨造の建物であれば骨組みだけを残し、それ以外は再配置するものです。それに合わせて外壁、内壁、天井、床を新しくするもので、設備も新しくなります。このように大がかりな改修であり、主体構造部の柱以外はほぼ新品同様になります。他の自治体の長寿命化改修事例がありますので紹介します。体育館の例ですが、鉄骨の骨組みだけを残し屋根、天井、内壁、床などは全て新しいものにした事例です。

前回の課題となっていた言葉を分かりやすく置き換えること、未来型学府を目指しながら建て替え、長寿命化、それから時期に応じて大規模改修を挟みながら、地区全体、学府全体を捉えて、その時期に合った学校の改修、建て替えをしていくという思いで、この計画を作成しました。

次に、この計画についてですが、本日ご承認いただければ、決裁の上、公表する予定です。本更新計画の策定と公表は、令和 3 年度以降の国庫補助による公共施設の整備の採択要件になっていますので、なるべく早い時期に策定、公表を求められているものです。

<質疑・意見>

○更新計画の内容は整備されて良いと思う。この計画と今までの説明とで違いがあれば、承知していただく必要があると思っておりますが、その点についてどう考えていますか。

○基本的な考え方を丁寧に説明し、理解していただいた上で進めていきたいと思っております。

○今まで新時代の新たな学校づくりということで、ホームページなどで未来型の学府を目指す方針を発信していると思います。この更新計画が突然ホームページに掲載されたときに、学府構想とこの計画が結びつきにくいと思います。今後、学府一体校の説明の際には、関係者に分かっていた

けるような工夫をしていただきたいと思います。

○大規模改修と学府一体校の計画が連携していることを上手く伝えられるように説明していきたいと思います。

○学府一体校を造るといって、新築するイメージがとても強いと思います。新築ではなく大規模改修もあるということをしっかり説明していかないと誤解を招いてしまうのではないかと思います。

○今後の学府一体校の計画を進める中で、そのような話にならないためにも、なるべく早い時期に説明していきたいと思います。

○大規模改修を行った場合のコストは、新築と比べて、どれくらいになるのですか。

○大規模改修の場合、主体構造部の柱と基礎が残る関係で新築と比較した場合、3割程度安価にできる見込みです。

○今まで配布された資料には長寿命化も一体校建設の手法の一つとして記載されています。しかし、市民の多くは新築してくれるという思いが強いですので、次の学府一体校構想を進めていく前に、地域の方への説明は必要だと思います。

○今後、学府一体校構想を進める上で、ながふじ学府のように建て替えができる環境ばかりではないのは事実です。それから、子どもたちの教育活動を保持するという点もしっかりと考えていかなくてはなりません。地域にあった環境や実情をしっかりと捉えた上で話を進めていかなくてはなりません。具体的な設計の段階に入った場合、業者に委託しますが、その段階で新築なのか長寿命化なのかを直ちに判断するのは非常に難しいことがあります。例えば地盤調査や設計を具体的に進めるなかで決定しなければならないこともあります。長寿命化についてですが、多くの費用がかかります。新築した場合と長寿命化した場合にどちらが財政的に有利なのかも計算しないとはいけません。長寿命化を行った場合も新校舎と同等なものができますので、自信を持って提案できる手段だということをご承知おきください。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、市の行事の中止等の判断基準等がありましたら教えてください。

向陽中の防犯カメラの設置場所について教えてください。

令和2年度4月1日現在の放課後児童クラブにおける待機児童について、今後の対策等を教えてください。

○市の行事の中止についてですが、毎月、翌月の行事の開催可否について対策本部会議で市全体の基本方針を決めた後、各部において決めていきます。今のところ5月末までは基本的にイベントは中止、または延期となります。

○防犯カメラについては、駐輪場に2台の防犯カメラを設置します。

放課後児童クラブの待機児童については、特定の小学校で待機が出ている状況です。待機児童の解消については、これまでも児童クラブの増設等で対応してきている状況です。今後も待機児童が多い地区については、開設可能な場所や支援員の確保等を踏まえ対応していくことを考えています。

○民間児童クラブの利用状況について、わかる範囲で教えてください。

○今年から新たに一つ民間の放課後児童クラブが開設され、16名の子どもが利用しています。

○放課後児童クラブの運営については、今までに二階建てのプレハブを設置したり、近くの民家を借用したりして、待機児童対策をしてきました。徐々にではありますが、解消に向かっていると考えていますが、地区によっては人数が多かったり変動したりしていますので、完全な解決ということまでは難しい状況だと考えています。今後も待機児童の解消に向けて一生懸命取り組んでいきたいです。また、放課後児童クラブに地元の方が来ていただき、ワークショップのようなこ

とを実施したりして、地域との連携という点も今後の放課後児童クラブの大きな使命であると考えています。

○地域の人を活用することは大事だと思います。放課後児童クラブは支援員の負担が大きいという話も聞きます。地域の回覧などを利用して、指導者を募集するのも良いかもしれません。地域の人たちが自分の特技を子どもたちに伝えることができれば、地域連携に繋がるし、支援員の負担軽減になるのではないかと思います。

(4) 学校給食課

○3月19日の定例教育委員会で、磐田市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則を承認いただきましたが、2月議会の最終日に、令和2年度事業の給食ありがとう月間事業小学校給食費1ヶ月無償化が採択されなかったことを受けて、取り下げしました。

<質疑・意見>

なし

(5) 学校教育課

- ・結核対策委員の委嘱及び任命について
- ・就学支援委員の委嘱及び任命について
- ・地域学校協働活動推進員の委嘱について

○磐田市結核対策委員会委員の委嘱及び任命については、磐田市結核対策委員会要綱第3条の規定により、磐田市結核対策委員会委員を委嘱または任命するものです。令和2年度につきましては、6名の方が委員となります。

就学支援委員の委嘱及び任命については、磐田市就学支援委員会要綱第3条の規定により、磐田市就学支援委員を委嘱、または、任命するものです。令和2年度は昨年と同じ委員で就学支援委員会を進めていきたいと考えています。

地域学校協働活動推進員は、各地区において学校と地域を結ぶ役目を担う、コミュニティスクールコーディネーターの方々になります。磐田市地域学校協働活動推進員要綱第5条の規定により、校長の推薦により、磐田市教育委員会が委嘱するものです。委員は30名となります。

<質疑・意見>

○現在のALTの皆さんの様子をお聞かせください。

磐田市結核対策委員会及び磐田市就学支援委員会の年間の開催回数を教えてください。

○両委員会の昨年度の開催回数については、1回になります。

ALTの勤務状況につきまして、学校の担任の先生と、今後の計画について打合せを実施したり教材の研究を実施したりしています。

○磐田市はスピークプロジェクトという素晴らしい取り組みがあり、着実に成果をあげていると思います。これはALTの教育方針、理念、方向性をしっかりと理解した中で成り立っていることだと考えています。学校が休業時だからこそできる、先生たちとの打合せなどを実施してもらい、ここまで積み上げてきたことを大事にしていきたいと思っています。

(6) 中央図書館

○事業等については4月30日まで原則中止、または延期としてきましたが、新型コロナウイルス感染防止対策として、5月31日まで中止、または延期となります。なお、4月1日から、貸し出しについての緩和対応をしており、一回に借りられる冊数を、10冊から20冊に、また、貸し出し期間を2週間から3週間として、来館する機会を少しでも減らしていただき、人と人との接触を減らす対応などを行っています。

<質疑・意見>

なし

(7) 文化財課

<質疑・意見>

なし

7 協議事項

・新型コロナウイルス感染症への対応について

○昨日、緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことに伴い、本日、新たな方針を提案させていただきます。小中学校の臨時休業期間を延長し、5月10日までとさせていただきます。期間中の登校日、部活動についても、前回の方針と同様とさせていただきます。放課後児童クラブは現在、4月26日まで開所するとしていますので、その後5月10日まで閉所させていただきます。子どもの居場所確保が困難な家庭、例えば医療従事者などがあるご家庭の場合は、学校預かりも含めて学校へご相談いただいた上で対応を考えていきたいと思っております。図書館は4月20日から5月6日まで休館としたいと思います。現在貸し出ししている本の回収や、新たに本を借りたい方への対応は、4月18日、19日で行いたいと思っております。文化財施設ですが、図書館と同様に4月20日から5月6日まで休館としたいと思います。なお、休業や休館の期間は県と同様になりました。

○幼稚園や保育園は休園しますか。

○保育園については、引き続き開園しますが、可能な範囲で家庭保育を要請してまいります。幼稚園については、家庭での保育を基本としますが、希望する方の受け入れは相談して継続します。

○小中学校の登校日の状況を教えてください。

○学校独自で登校日を設定し実施しています。登校日の目的の一つとして、子どもたちの心身の健康を確認することがあります。電話連絡だけでなく、顔と顔を合わせ確認することが大事だと考えています。また、安否確認も含めて行っています。今後、臨時休業が延びることも想定されますので、3密状況にならないように感染防止対策を徹底した上で、登校日を設定していきたいと考えています。

○配慮が必要な児童生徒たちへ、休業期間中に実施されていることがあれば教えてください。

○家庭訪問や電話をしたりして、直接子どもの声を聞くことを行っています。このことは引き続き学校に指示して徹底させていきたいと考えています。

○最近、祖父や祖母と遊ぶ子どもを良く見かけるようになりました。世代を超えての遊びや交流は大事なことだと考えています。このことは「ピンチはチャンスになる」ということの一つだと考えています。入学式を終えただけの小学一年生は、学校のことが何も分からない状態にあり、学校の

所属感のようなものがないと思います。今後この一年生を中心にどのような対応をしていくのか、何かあれば教えてください。

○今回の休業は3月とは違い、入学や始業してすぐに休業となってしまったことです。全ての学年において言えることですが、担任と子ども、学校と子ども、保護者と子どもが、信頼関係をつくっていくこの時期に、それぞれが離れてしまっている状況が大きな問題だと認識していますし、学校も重々この問題を承知しています。一年生以外は今までの復習のような課題を与えることはできますが、小学一年生は何も習っていませんので、絵を描くことや、積み木をやることなどの課題しか与えられない現状があります。学校の所属感という点についても、難しい課題だと思います。学校がいつ再開しても良い準備をして、一日も早く子どもたちが学校生活に慣れてもらえるように、学校と連携を密にして取り組んでいきたいと考えています。

○市立小中学校休業期間については、4月27日から5月10日まで延長するというので、ご承認いただけるということでしょうか。

<協議事項の承認>

一同同意

8 その他

なし

9 次回教育委員会の日程確認

・定例教育委員会

日時：令和2年5月27日（水） 午後5時30分から

会場：市役所西庁舎3階 301～303会議室

10 閉会